

訴 状

令和2年10月14日

5 東京地方裁判所 御中

原告ら代理人弁護士 角田由紀子

同 弁護士 打越さく良

10 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
(原告ら代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり)

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1684万6609円

ちょう用印紙額 7万1000円

15

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告らに対し、別紙受験内容・損害目録記載の各原告氏名欄に対応する各請求額欄記載の各金員及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 20 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告ら

25 原告らは、別紙受験内容・損害目録「受験年度」欄記載のとおり、聖マリ

アンナ医科大学を受験した者である（なお、個々の原告を特定する場合は、受験内容・損害目録「原告番号」欄記載の番号を用いる。）。

2 被告

被告は、聖マリアンナ医科大学を運営する学校法人である。

5 第2 聖マリアンナ医科大学における医学部医学科の一般入学試験

被告は、各年度において以下のとおり一般入学試験を実施した。

1 平成27（2015）年度一般入学試験（以下、「平成27年度入試」という。）

10 (1) 募集人員は100名であり（甲1）、第1次試験及び第2次試験によって合格者を決定するものとし、入学検定料は6万円であった。

(2) 被告の入学試験要綱によれば、第1次試験は、英語（100点）、数学（100点）、理科（200点）の各科目の学力試験の成績によって判定され、全科目に基準点が設けられており、1科目でも基準点に達しない場合は不合格になることもあったとされていた。

15 (3) 被告の入学試験要綱によれば、第2次試験は、第1次試験合格者に対して、適性検査、小論文試験及び面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出身高等学校の作成した調査書及び出願書類を総合評価して合格者を決定するとされていた。配点は、面接が100点、小論文100点、適性検査は参考とされていた。

20 (4) 受験者数は3203名、うち女性は1280名（40％）であった。

(5) 第2次試験合格者は241名、うち女性は93名（38.6％）であった。

2 平成28（2016）年度一般入学試験（以下、「平成28年度入試」という。）

25 (1) 募集人員は100名であり、第1次試験及び第2次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。

- (2) 第1次試験は、平成27年度と同様とされていた。
- (3) 第2次試験は、第1次試験合格者に対して、適性検査、小論文試験及び面接を行い、その成績と第1次試験の成績に出願書類を総合評価の上合格者を決定するとされていた。配点は、平成27年度と同様とされていた。
- 5 (4) 受験者数は3423名、うち女性は1351名(39.5%)であった。
- (5) 第2次試験合格者は285名、うち女性は123名(43.2%)であった。
- 10 3 平成29(2017)年度一般入学試験(以下、「平成29年度入試」という。)
- (1) 募集人員は95名であり、第1次試験及び第2次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。
- (2) 第1次試験は、平成27年度・28年度と同様とされていた。
- 15 (3) 第2次試験は、平成28年度と同様とされていた。
- (4) 受験者数は3157名、うち女性は1319名(41.8%)であった。
- (5) 第2次試験合格者は225名、うち女性は91名(40.4%)であった。
- 20 4 平成30(2018)年度一般入学試験(以下、「平成30年度入試」という。)
- (1) 募集人員は85名であり、第1次試験及び第2次試験によって合格者を決定するものし、入学検定料は6万円であった。
- (2) 第1次試験は、平成27年度・28年度・29年度と同様とされていた。
- 25 (3) 第2次試験は、平成28年度・平成29年度と同様とされていた。

(4) 受験者数は3095名、うち女性は1347名(43.5%)であった。

(5) 第2次試験合格者は177名、うち女性は48名(27.1%)であった。

5 第3 被告の行った属性調整

被告は、遅くとも平成27年度入試から平成30年度入試に関し、性別を理由とする一律の差別的取扱いを継続的に行ってきた。

1 平成27年度から平成30年度の入学試験結果の分析

10 被告は、入学試験要綱において、上記第2のとおり、第1次試験の試験科目と第2次試験の小論文及び面接については、それぞれ配点を明示していたが、「出願書類」である志願票及び調査書については、評価対象としているものの配点の明示はなかった。

15 平成31年3月29日に設置された被告の第三者委員会が各年度の志願票及び調査書の評価について、入学者及び第2次試験受験者の点数分析を行ったところ、性別及び現役・浪人の区分に応じ、点数の集中している点数帯を整理すると、被告が志願票及び調査書の評価の名目で、性別を理由とする一律の差別的取扱いを行っていたことが明らかとなった。各年度の具体的な点数分析は以下のとおりである。

(1)平成27年度入試(甲2 p43,44)

20 志願票及び調査書への配点は、80点であった。性別・現浪区分別の獲得点数は、現役男性48点女性30点、1浪男性38点女性20点、2浪男性28点女性10点、3浪男性18点女性0点、4浪以上男性18点女性0点であり、男性と女性の点数差は、いずれも18点差であった。

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
----	------	----	----	-------

80 点	現役	48 点	30 点	18 点
	1 浪	38 点	20 点	18 点
	2 浪	28 点	10 点	18 点
	3 浪	18 点	0 点	18 点
	4 浪以上	18 点	0 点	18 点

志願票及び調査書の採点結果とされる点数について、平成27年度入試では、入学者のうち83%の点数が、現浪区分の判明した第2次試験受験者343名のうち約91%の点数が上記の獲得点数と一致した。

(2) 平成28年度入試（甲2p44,45）

- 5 志願票及び調査書への配点は、平成27年度と同様に80点であった。性別・現浪区分別の獲得点数は、現役男性61点女性42点、1浪男性51点女性32点、2浪男性41点女性22点、3浪男性19点女性0点、4浪以上男性19点女性0点、その他男性19点女性0点であり、男性と女性の点数差は、いずれも19点差であった。

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
80 点	現役	61 点	42 点	19 点
	1 浪	51 点	32 点	19 点
	2 浪	41 点	22 点	19 点
	3 浪	19 点	0 点	19 点
	4 浪以上	19 点	0 点	19 点
	その他	19 点	0 点	19 点

- 10 志願票及び調査書の採点結果とされる点数について、平成28年度入試では、入学者のうち約92%の点数が、第2次試験受験者総数393名のうち約96%の点数が上記の獲得点数と一致した。

(3) 平成29年度入試（甲2p45乃至47）

志願票及び調査書への配点は、160点であった。性別・現浪区分別の獲得点数は、現役男性144点女性84点、1浪男性124点女性64点、2浪男性60点女性0点、3浪男性60点女性0点、4浪以上男性60点女性0点、その他男性60点女性0点であり、男性と女性の点数差は、いずれも60点差であった。

5

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
160点	現役	144点	84点	60点
	1浪	124点	64点	60点
	2浪	60点	0点	60点
	3浪	60点	0点	60点
	4浪以上	60点	0点	60点
	その他	60点	0点	60点

志願票及び調査書の採点結果とされる点数について、平成29年度入試では、入学者のうち約96%の点数が、現浪区分の判明した第2次試験受験者345名のうち約83%の点数が上記の獲得点数と一致した。

10

そして、上記区分に応じた点数帯から100点を減点した点数帯に合計49名の受験者が存在しており、これらの受験者49名全員の面接の点数が50点以下であった。被告の第三者委員会によると、被告は、面接の点数が50点以下の場合、志願票及び調査書の採点結果とされる点数について100点を減点する取扱いを行ってきた（以下「マイナス100点ルール」という）。マイナス100点ルールを考慮すると、①性別、②現浪区分、③面接の点数が50点以下かという3つの要素により、平成29年度入試の現浪区分の判明した第2次試験受験者345名のうち約97%の点数が上記の表に従って機械的に計算できた。

15

(4)平成30年度入試（甲2 p47,48）

5 志願票及び調査書への配点は、180点であった。性別・現浪区分別の獲得点数は、現役男性164点女性84点、1浪男性144点女性64点、2浪男性104点女性24点、3浪男性80点女性0点、4浪以上男性56点女性-24点、その他男性0点女性-80点であり、男性と女性の点数差は、いずれも80点差であった。

配点	現浪区分	男性	女性	男女点数差
180点	現役	164点	84点	80点
	1浪	144点	64点	80点
	2浪	104点	24点	80点
	3浪	80点	0点	80点
	4浪以上	56点	-24点	80点
	その他	0点	-80点	80点

志願票及び調査書の採点結果とされる点数について、平成30年度入試では、入学者のうち約90%の点数が、現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち約86%の点数が上記の獲得点数と一致した。

10 そして、平成30年度入試においても、平成29年度入試と同様に、マイナス100点ルールが採用されており、①性別、②現浪区分、③面接の点数が50点以下かどうかという3つの要素により、現浪区分の判明した第2次試験受験者392名のうち約92%の点数が上記表に従って機械的に計算できた。

(5) 小括

15 被告の第三者委員会の調査による以上の点数分析によれば、平成27年度入試から平成30年度入試において、被告に入学した者のうち83%から最大約96%の入学者が、現浪区分の判明した第2次試験受験者のうち約83%ないし最大約96%の受験者が、性別及び現浪区分に

応じて一律に算出される点数を獲得していた。

5 被告が志願票及び調査票について、各受験者について1つ1つ個別に精査していたとすれば、左記のような大多数の入学者や現浪区分の判明した第2次試験受験者が性別及び現浪区分に応じて特定の点数を獲得したり、毎年度、性別によって特定の点数差が生じたりするのは極めて不自然である。

2 入試管理システム画面の分析

10 第三者委員会の調査により被告の入試作業室パソコンからエクセルシートに貼り付けられた入試管理システムの3種類の操作画面（以下「本件画面」という。）を含むエクセルファイルが2つ発見されたところ、本件画面は、平成28年度入試に関する画面であった（甲2 p49）。

本件画面のうち操作画面①には「男性調整点」との記載枠があり、当該枠には「19.0」と記載されていたところ、これは、上記1（2）で述べたとおり、平成28年度入試における男女点数差19点と一致する。

15 20 そして、393名分の受験番号、志願票及び調査書等の点数等と思われる数字が記載された表（以下「本件点数表」という。）が本件画面に含まれるところ、6列からなる本件点数表は、左から2列目に記載された数字を受験番号、右端6列目に記載された数字を当該受験番号の受験者に加算された点数とすると、平成28年度の入試結果と全て符号し、平成28年度入試における第2次受験者の性別、現浪区分により加点状況は、上記1（2）の表と完全に一致した（甲2 p50）。

3 模擬採点結果と実点数等との差異

25 被告の元入試委員長らは、性別・現浪区分による一律の差別的取扱いを否定し個別に採点していたと主張したため、被告の第三者委員会は、実点数結果につき合理的な説明が困難な志願票及び調査書について、元入試委員長らに対するヒアリングの場で、氏名、生年月日、年齢、性別等を黒塗

りした志願票及び調査書を，元入試委員長らに予告なく模擬採点を行わせてた。その結果は，実点数（元入試委員長らが志願票及び調査書を採点した結果と主張している点数）と大きく相違するものであり，とりわけ，実点数が低い評価であったはずの女性・多浪生の志願票及び調査書を高く評価する傾向が認められた。また，被告は，後述のとおり監事監査を実施しているところ，平成30年度入試については，監事監査後に再採点を行っているが，模擬採点の結果は，再採点結果とも大きく相違するものであった（甲2 p50,51）。

4 その他一律の差別的取扱いの存在を窺わせる事情

被告の第三者委員会の調査により，平成27年度から平成30年度の大
10 半の第2次試験受験者の受験番号，性別，年齢，現浪区分並びに第2次試験科目の合計点及びその科目ごとの内訳等が記載された入試情報と題するシートを含むエクセルファイル（以下「本件エクセルファイル①」という。）が発見されたところ，本件エクセルファイル①には「2次調整合計」という項目があり，当該項目には，志願票及び調査書の採点結果とされる実点数が記載されていた（甲2 p52）。「2次調整合計」というおよそ
15 志願票及び調査書とは関係のない項目の名称からすれば，この項目には実際には志願票及び調査書の採点結果が記入されたものではなく，第2次試験において単に点数調整をするための項目であり，第2次試験において得
20 点調整が行われていた証左である。

5 まとめ

これまで述べてきたとおり，被告が志願票及び調査書について，第三者
委員会調査における被告の元入試委員長らの主張のように各受験者を個別
に評価していたのだとすれば，被告に入学した者のうち最大約96%の者
25 が，現浪区分の判明した第2次試験受験者のうち最大約96%の者が，性別及び現浪区分に応じて一律に算出される点数を獲得するという分析結果

が生じることは極めて不自然である。性別及び現浪区分に応じて一律に算出される点数を大多数の受験者が獲得していたことそのものが、平成27年度入試から平成30年度入試において、被告が、性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを継続していたことを裏付けている。第三者委員会が性別・年齢・現浪区分等を黒塗りにして抜き打ちでおこなった模擬採点では、実点数が低い評価であった女性・多浪生の志願票及び調査書が高く評価される傾向があったであるから、性別・現浪区分によらず個別に評価していたとする第三者委員会に対する被告の元入試委員長らの主張は、およそ信用に値しない。

そして、平成28年度入試管理システムの操作画面には、「男性調整点」欄が存在し、同年の男女点数差である19点と同じ数字である「19.0」が記入されている。そもそも被告が男女という性別に着目して一律に点数操作をしていないのであれば、わざわざ「男性調整点」欄など必要ない。加えて、本件エクセルファイル①には、「2次調整合計」と呼ばれる欄が設けられている。志願票及び調査書とは関係のない「2次調整合計」という名称そのものからも、志願票及び調査書の実際の採点結果を記入する欄ではなく、第2次試験において得点調整をしていたことを示している。

したがって、遅くとも平成27年度入試から平成30年度入試において、被告が性別及び現浪区分を理由とする一律の差別的取扱いを継続していたことは明白である。

第4 被告の不法行為

1 被告が行った性別を理由とする一律の差別的取扱いは、女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に扱うものであり、女子受験生を本来の（すなわち、属性調整がなかった場合の）順位よりも下位に位置づけるものである。被告は、遅くとも、平成27年度一般入学試験の募集を始め

たときから、性別によって受験生を差別する違法な属性調整を前提として一般入学試験を実施することを予定していたにも関わらずこれを秘し、あ
たかも性別による属性調整のない公正・公平な入学試験を行っているかの
5 ように装って受験生を募り、公正・公平な入学試験が行われるものと信じ
た受験生を欺罔して試験の申込みをさせ受験させた。

被告が行った性別を理由とする一律の差別的取扱いは、性別という受験
生個人の努力や意思によってはコントロールが不可能で、かつ、医師とな
るべき人物の素養・見識・教養を見極めるにあたり全く無関係の属性を理
由に、女子受験生を差別するものであり、正当な理由も社会的許容性も全
10 くない。被告が行った性別を理由とする属性調整は、「公正、公平」であ
るべき入学試験の根幹を揺るがす極めて重大な不正であり、正当化の余地
は皆無である。

2 属性調整が許されないことは、性別に基づく差別を禁ずる以下の条
約、法令等に照らしても明らかというべきである。

- 15 (1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第2条 e 及び
f, 10条 a 及び b
- (2) 日本国憲法 第13条, 14条, 第26条
- (3) 教育基本法 第4条
- (4) 学校教育法 第3条
- 20 (5) 大学設置基準 第2条の2「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法に
より、適切な体制を整えて行うものとする。」

3 被告が行った性別を理由とする一律の差別的取扱いは、入学試験のま
さに「本質的要素」である「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為で
あり、その違法性の程度は、極めて高いというべきであり、教育機関と
25 しての役割に違背する極めて悪質なものである。

被告が平成27年度入試の募集時から令和元年12月12日まで採用

5 していたアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、平成26年
に入試委員会で草案が作成され、教授会で承認された。このアドミッシ
ョン・ポリシーによれば、被告は、「キリスト教的人類愛に基づき、病め
る人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確
かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成に
力を注いでいる」と謳い、求める学生像として、医師としての「品格」
「倫理観」「誠実」さを掲げ、小論文試験と面接を課して「人物を多面的
に評価している」と公言している。当然ながら、被告のアドミッシ
ョン・ポリシーには、被告の方針を実現するために、特定の性別の学生を
10 求める旨の記載はない。

また、被告の入学試験要綱においても、被告の入学者選抜試験方法
は、第1次試験科目の科目と配点が英語（100点）、数学（100
点）、理科（200点）、第2次試験の科目と配点が適性試験（参考）、面
接（100点）、小論文（100点）とされ、最終合格者は、第1次試験
15 合格者に対し、第2次試験の成績と第1次試験の成績に出願書類を総合
して評価の上決定すると記載されているのみであり、特定の性別の学生
に対し加点あるいは減点するなどして一律に評価する旨の記載はない。
出願書類は、総合評価の対象になると記載されているが、出願書類に記
載された「女性」という性別が、合否判定に影響を及ぼすなど、「公正・
20 公平」を本質的要素とする入学者選別試験において、受験生はおおよそ想
定していない。

4 被告は、遅くとも平成27年度以降、性別を理由とする一律的不利益
取扱いによる著しく不公正・不公平な入学者選抜を行うことを、組織と
して、予め決定していたにもかかわらず、アドミッション・ポリシーや
25 入学者試験要綱ではこれを秘し、あたかも公正・公平な選抜を実施して
いるかのように装って受験者を募り、被告を受験させ、著しく不公正、

不公平な入学試験を毎年度行ってきたものである。

5 したがって、被告が行ってきた受験生の募集、性別を理由とする一律の差別的取扱いによる合格者の選抜、その選抜に基づく合格者発表という被告の入学試験の一連の手続きは、全体として違法性を帯び、原告ら
5 に対する故意不法行為であり、各年度の入学試験手續ごとに不法行為が成立する。被告が行った性別を理由とする一律の差別的取扱いは、上記第4の3で述べたとおり、入学試験の「本質的要素」である「選抜の公正・公平」を著しく損なう行為であり、これをもっても違法性の程度は極めて高い。しかも、被告は、後述第5の(1)ク乃至シのとおり、文
10 部科学省が性別による一律の差別的取扱いを指摘した後も、さらには、被告の第三者委員会が性別による一律の差別的取扱いを明確に認定した後も、一律機械的に評価していないと不合理な弁解を繰り返し、日本私立学校振興・共催事業団からの私学助成金を全額受け取り続けている。被告が違法行為を全く認めず、受験生らに対し謝罪することもなく、自
15 らの違法行為を顧みることなく助成金を受け取り社会的制裁をも平然と免れ続けていることは、強い非難に値する。

第5 被告の不法行為による損害

被告の不法行為によって原告らが受けた損害は、以下のとおりである。なお、今回請求している損害は「一部」であり、今後、入学試験における原告
20 らの順位等が開示されれば、それに応じて請求の拡張を予定している点、予め申し添える。

1 全ての原告に共通する損害 受験感謝料

(1) 原告らはいずれも、2020（令和2）年1月になって初めて、自らが過去に1度ないし複数回受験した被告の入学試験において、一律に女子
25 受験生を不利益に取り扱う「属性調整」が行われていたことを知るに至り、大きな衝撃を受けた。

(2) 原告らは、医師を目指して、自分の人生を賭け、日々の生活を犠牲にして受験勉強に取り組んできたが、それはとりもなおさず、被告が実施する入学試験は公正、公平になされているという信頼があったからこそである。

5 (3) 合否が入試の成績により決定される、すなわち努力が成績という客観的基準で平等に評価されると信頼していたからこそ、原告らは、被告の受験を決意し、1点でも多くとれるよう、一生懸命勉学に取り組んできたのである。

10 (4) しかるに被告は、属性調整のような、女性であることのみを理由として男子受験生より女子受験生を不利益に扱うという著しく不公正、不公平な選抜を、遅くとも平成27年度から毎年、組織的に行っていた。

15 (5) 被告は、第4の3で述べたとおり、「アドミッション・ポリシー」において、被告が求める学生像として、医師としての「品格」「倫理観」「誠実」さを掲げ、小論文試験と面接を課して「人物を多面的に評価している」と公言し、選抜方法として第1次試験科目の科目と配点、(英語(100点)、数学(100点)、理科(200点))、第2次試験の科目と配点(適性試験(参考)、面接(100点)、小論文(100点))のみを明示し、最終合格者は、第1次試験合格者に対し、第2次試験の成績と第1次試験の成績に出願書類を総合して評価の上決定すると記載し、
20 あたかも、公正、公平な選抜を実施するかのように装っていた。

(6) 原告らは、被告が、「性別」という受験生個人の努力や意思によってはコントロールすることが不可能であり、しかも、「医師となるべき者を選抜する」という入学試験における選考基準となる「学力」や「適性」などと全く関係がない属性を理由として、長年にわたって女子受験生を不利益に扱ってきたことを知り、このようなあからさまな性差別
25 が、公正、公平であるべき入学試験という場で営々とまかり通ってきた

こと、そしてそれを被告が組織的に行ってきたことについて、激しい怒りを、そして絶望をも感じている。文字通り寝食を忘れ心血を注いで取り組んできた受験生の努力を、あからさまな性差別で踏みにじっていた被告が、自らの違法行為を認めて謝罪もせず、「病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成に力を注いでいる」といった崇高な方針を、今も変わらず平然と掲げていることに、原告らは大きな憤りを感じている。

5
10 (7) 被告の行為は、医師を目指して真摯に勉学に取り組んでいた原告らの信頼を一方的に裏切るものであり、その違法性は極めて重大であり、強い非難に値するものであって、慰謝料額を算定する上で特に重視されなければならない。

15 (8) 被告は、2018（平成30）年12月14日付文部科学省（以下「文科省」という。）作成「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、一般入試において性別や年齢等の属性により一律の取扱いの差異を設けていることが伺われると同省から指摘された点に対し（甲3 p19）、「合否判定は、入試委員会で判定を行ったうえ、最終的に教授会の議を経て、正規合格者及び補欠者を決定し」ており、「属性による一律な評価は行っておらず、受験生を個々に総合評価した結果」である旨主張し、年齢、現役・浪人という属性による一律的取扱いの差異を認めなかった（甲4 p2）また、同最終まとめにおいて、平均点で女性より男性が1.8から2.6倍顕著に高い点数となっていると指摘されている点についても、出願書類（調査書・志願書等）の評価に関する部分について順位を付す関係から点数化した上で総合評価していたが、その最高点が全体の約1/4程度と高すぎたことから疑念を招いたなどと不合理的説明しかしていない（甲3 p19）。

20
25

(9) 被告は、上記最終まとめの公表を受け、独立かつ客観的な立場から監事監査を実施するとして監査団による監査を行い、2019（平成31）年1月に監事監査報告書を作成したが、同報告書においても、性別あるいは現役・浪人等の属性により一律に加点あるいは減点等を行った
5 事実は認められなかったとし（甲5）、性別による一律の不利益取扱いを否定してきた。

(10) しかし、文科省の指導に基づき設置された第三者委員会が行った調査においては、2019（令和元）年12月12日付で「性別・現浪区分という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得
10 ない」と結論づけられ（甲2 p52）、差別的取扱いの「内容、点数の大きさ等からすれば、上記教育基本法・大学設置基準や本アドミッション・ポリシーのみならず、一般社会通念に照らし、その不合理性は明らか」であり、「機械的な加点の度合いが年々増加されていることからすれば、公正かつ適正な方法で入学試験を行わなければならないという規範意識
15 は年々希薄化していったものとさえいえる」と厳しく指摘されている（甲2 p54 及び p55）。それでも被告は、一律機械的に評価を行ったとは認識していないとして（甲6）、不合理な弁解をなおも繰り返している。

(11) 被告は、不合理な弁解を繰り返すばかりか、2018（平成30）年12月14日に文科省による最終まとめにおいて、性別による一律の
20 取扱いの差異を設けていた不適切である可能性のある事案として報告された後も、日本私立学校振興・共催事業団からの私学助成金を2018（平成30）年度は約22億円全額を受領した（甲7）。そして、第三者委員会から性別・現浪区分という属性による一律の差別的取扱いが行われたと厳しく指摘を受けた後もなお、2019（令和元）年度の助成金
25 として約21億円を全額受領している（甲8）。

文科省による最終まとめにおいて性別という属性を理由とした一律的

取扱いをしていた不適切な事案と指摘された東京医科大学は、日本私立学校振興・共催事業団から2018（平成30）年度の助成金は全額交付しないとの措置を、順天堂大学は、前年度比25%減額の措置をそれぞれ受けている（甲9）。

5 東京医科大学や順天堂大学が助成金を全額又は一部受領していないからといって、性別という属性を理由とした一律の差別的取扱いが許されるものではないが、被告は、これらの大学と比べても社会的な制裁も全く受けていないのである。法的責任は勿論のこと、社会的責任をもあからさまに軽視する被告の態度に対し、このような正義に悖る大学に合格
10 するために心血を注いで受験勉強に励んできたのかと思うと、原告らの精神的苦痛はさらに増すばかりである。

(12) 原告らは、2020（令和2）年6月16日付で、被告に対し通知書を送り、原告らの得点調整前の順位と点数及び得点調整後の順位と点数の開示を求めた（甲10）。これに対し、被告は、現在においても、原告ら自身の第2次試験の順位及び点数を回答せず、可否の再判定も行っていない（甲11）。医師を目指して、自分の人生を賭け、日々の生活を犠牲にして受験勉強に取り組んできた原告らは、公正・公平に採点された努力の結実である試験の最終結果を、差別的取扱いを行ってきた被告の怠慢と不誠実が故に、知ることすらできていないのである。
15

20 (13) そして、医学部の数は他の学部比べて限定されていること、複数の医学部が同一日程で入学試験を実施している例があることを考えれば、被告の不法行為によって、原告らは、他大学を受験する機会を喪失させられたといえる。

(14) 以上の事情からすれば、被告が原告らに与えた精神的苦痛は極めて
25 大きいというべきであり、その苦痛を慰謝するに足りる慰謝料は、各原告につき、受験一年度あたり300万円を下回らない。

したがって、被告は、原告らに対し、受験内容・損害目録「受験慰謝料」欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

2 入学検定料，交通費及び宿泊費相当額

原告らは、聖マリアンナ医科大学を受験するにあたり、別紙受験内容・損害目録「入学検定料」，「交通費」，及び「宿泊費」（甲 12 の 1 乃至 6）各欄記載の額を支出した。

上述のとおり、被告による受験者の募集自体が不法行為にあたり、被告は、原告らに対し「公正，公平な入学試験が実施される」と誤信させて聖マリアンナ医科大学を受験させ、もって入学検定料及び交通費相当額の損害を与えたものである。

したがって、被告は、原告らに対し、別紙受験内容・損害目録「入学検定料」，「交通費」，及び「宿泊費」各欄記載の額を賠償すべき義務を負う。

3 弁護士費用

原告らは、上記のとおり、被告の不法行為によって損害を受けたところ、その賠償を求めるために弁護士に委任して本件訴訟を提起せざるをえなかった。

したがって、被告は、原告らに対し、別紙「受験内容・損害目録」の「弁護士費用」欄記載のとおり、被告の不法行為によって生じた損害（受験慰謝料，入学検定料，交通費，及び宿泊費）の 1 割に相当する金額を、当該不法行為と相当因果関係のある損害として賠償すべき義務を負う。

第 6 まとめ

よって、原告らは、被告に対し、不法行為（民法 709 条）に基づく損害賠償として、別紙受験内容・損害目録記載の原告氏名欄に対応する請求額欄記載の損害賠償金及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

第7 求釈明

被告は、以下の点を明らかにされたい。

- 1 原告らに付けた点数及び順位
- 2 原告らの得点調整をしなかった場合の点数及び順位
- 5 3 平成27年度入試から平成30年度入試の二次試験合格者数、二次試験合格者の最低順位、及び二次試験の最低合格点数
- 4 平成27年度入試から平成30年度入試において、得点調整をしなかった場合に想定された二次試験合格者数、二次試験合格者の最低順位、及び二次試験の最低合格点数
- 10 5 平成27年度入試から平成30年度入試の一次試験及び二次試験の実施日及び検定料の支払期限

以上

証拠方法

証拠説明書1記載のとおり。

- | | | |
|----|------------|------|
| 15 | | 附属書類 |
| | 1 訴状副本 | 1通 |
| | 2 委任状 | 4通 |
| | 3 代表者事項証明書 | 1通 |
| | 4 証拠説明書副本 | 1通 |
| 20 | 5 甲号証写し | 各2通 |